

241. 博物館，公民館……(昭和55～59年)

公民館は条例によるものであって県に報告されたもので各年7月1日現在の数である。

年	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				330 m ² 以上	330 m ² 未 満	
昭 和 55 年	13	5	281	166	39	76
56	14	7	277	189	31	57
57	14	7	289	201	33	55
58	14	6	302	225	20	57
59	17	6	300	235	25	40

資 料 教育庁文化課，社会教育課